

和泉第一町会会則

第 1 章 名称及び目的

第1条 本会は和泉第一町会と称し事務所を会長宅に置く。

第2条 本会は会員相互の親睦並びに福祉の増進、地域の活性化を図ることを目的とする。

第 2 章 事業

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 会員相互の親睦に関する事
1. 清掃、美化等の環境整備に関する事
1. 防災、防火、交通安全に関する事
1. 住民相互の連絡、広報に関する事
1. 弔慰に関する事
1. その他本会が必要と認めた事

第 3 章 会員及び会費

第4条 本会は原則として和泉第一町会内居住者及び本会の区域内の法人等を以て組織する。

第5条 本会の会員は月額金 100 円以上の会費とする。

第 4 章 役員及び部長・班長・組長

第 6 条 (役員の種別)

本会は次の役員を置く

- | | |
|------------|-------|
| 1. 会長 | 1 名 |
| 1. 副会長 | 2 名 |
| 1. 会計 | 2 名 |
| 1. 庶務 | 2 名 |
| 1. 総務 | 2 名 |
| 1. 部長 | 各 1 名 |
| 1. 会計監査 | 2 名 |
| 1. 顧問及び相談役 | 若干名 |

第 7 条 (役員・各部長・班長・組長の選任)

役員・部長・班長・組長は次の方法により選出する。

会長は定期総会に於いて会員の中から選挙（立候補が複数の場合）する。但し総会の決議により選任（選んだ人を任命する）してもよい。副会長、会計、庶務、総務及び会計監査は総会に於いて会長の指名を受け、会員の中から選任する。部長は、会員の中から会長が委嘱する。

班長、副班長、集金係は各班の中から、互選により選出する。

会計監査は、役員と兼ねることはできない。

第 8 条（任期）

役員・部長・班長・組長の任期は 2 年とする、但し再任を妨げない。

補欠による就任は、前任者の在任期間とする。

第 9 条（職務）

役員の職務は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し会務を統括する。
1. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代理する。
1. 会計は本会の会計事務を担当する。
1. 庶務は本会の議事記録及び書類作成を担当する。
1. 総務は本会の回覧及び掲示板配布、行事の纏めを担当する。
1. 部長は会長の命を受け、部を統括する。
1. 班長・副班長は班・組内の会員との連絡調整に当たる。
1. 集金係は会費他を集金し、組内の会員との連絡調整に当たる。

第 5 章 会議

第 10 条 本会の会議は次の通りとする。

1. 定期総会は毎年 1 回 5 月に開催し、事業報告及び事業計画、決算及び予算、役員の選任及び解任、規約の変更、その他重要事項を議決する。
1. 臨時総会は会長又は役員会に於いて必要と認めたとき、開催する。
1. 役員会は役員（会計監査、班長、副班長を除く）を以て構成する。月 1 回開催し、又は会長が必要と認めたとき必要事項を審議する。
1. 部会は部長が必要と認めたとき開催する。

第 11 条 会議は会長が召集し議長となる、議事は出席者の過半数を以て決議する。

第 6 章 会計

第 12 条 本会の会計は 4 月 1 日に始まり翌年の 3 月末日を以て終了する。

第 13 条 本会の経費は会費・寄付金・区助成金等を以て充てる。

第 7 章 会計附則

第 14 条 本会会則は昭和 31 年 5 月 28 日より施行する。

昭和 52 年 5 月 28 日会則一部変更

平成 8 年 4 月 1 日会則一部変更

平成 16 年 5 月 20 日会則一部変更

平成 29 年 5 月 12 日会則一部変更